

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 岡部 勘市



2017年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は8日、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を631円、0.15%、一時金を0.10月引き上げるなどの2017年人事院勧告を国会と内閣に対して行いました。官民較差にもとづく賃金改定は、私たちの要求や生活改善できる水準には遠く及ばないことから生活悪化は免れず、きわめて不満な内容です。

また、「給与制度の総合的見直し」の完成にともなって、経過措置が廃止されることから、地方で勤務する職員や高齢層職員の多くが結果的に賃下げとなってしまいます。私たちの強い反対にも耳をかさず、不利益変更を一方的に押しつける人事院の姿勢は、断じて容認できません。政府は国公労連と誠実に協議することを求めます。

来年4月からは、配偶者にかかる扶養手当の改悪や、宿舍使用料の引き上げも行われ、政府において退職手当の改悪も検討され、いっそうの生活悪化が想定されます。さらには、国家公務員の賃金は770万人の労働者に直接影響すると言われ、地域経済にも多大な影響を及ぼします。政府がすすめる消費拡大による「景気回復」を実現するためには、すべての労働者の賃金を生活改善できる水準に引き上げることが不可欠であり、国家公務員も同様に賃金を引き上げることが必要です。

政府が「同一労働・同一賃金」「均等待遇」に言及しているもとの、非常勤職員の慶弔に係る休暇等が検討されようとしています。まだ不十分であり、いっそうの賃金・休暇などの労働条件改善と雇用の安定を実現していくことが求められています。

以上のことなどから、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

1. 2017年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉にもとづく合意のもとで決定すること。
 - (1) 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかること。
 - (2) 「給与制度の総合的見直し」の経過措置終了にともなう賃下げを回避する対策を講じること。
 - (3) 長時間労働を是正するための具体的な対策を講じること。
2. 雇用と年金の確実な接続を実現するため定年年齢の段階的引き上げを行うこと。当面、定員確保を行うなど希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに、給与水準をはじめ、労働条件を改善すること。
3. 非常勤職員の労働条件と雇用の安定をはかるため、2017年2月16日に提出した「非常勤職員制度の抜本改善にむけた重点要求書」の要求事項の改善をはかること。
4. 職場実態に則した両立支援制度の拡充をはかるとともに、十分な制度活用ができるよう職場環境を改善すること。
5. 独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉を行わないこと。
6. 労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以 上